

和木町創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域産業の振興と小規模事業者の活力を図るため、町内で創業、第二創業又は新事業展開（以下「創業等」という。）をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和木町補助金等交付規則（平成6年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、町内において新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、町内において事業を開始することをいう。
- (2) 第二創業 既に事業を営んでいる個人又は法人が、町内において日本標準産業分類の小分類以上が異なる業種転換、新事業又は新分野に進出することをいう。
- (3) 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が、既存事業を維持し、町内において日本標準産業分類の小分類以上が異なる新事業又は新分野に進出することをいう。
- (4) 創業等の日 次に掲げる日をいう。
 - ア 創業の日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては会社設立の日
 - イ 第二創業の日及び新事業展開の日 許認可を必要とする業種にあつては、当該許認可を受けた日、許認可等を必要としない業種にあつては事業開始の日

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に事業所等を設け創業等する個人又は法人
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第28号）で認定された創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、町が発行する特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者

- (4) 補助金の申請年度内に創業等を行う者又は申請時において創業等の日から1年を経過しない者
- (5) 町内に事業所を設置し、3年以上継続して事業を行う見込みがある者
- (6) 本人及び同一世帯員（法人にあつては当該法人及び代表者）が町に納付すべき町税等の債務について滞納がない者
- (7) 和木町商工会の会員になること、又は和木町商工会の会員であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に係る者
 - (3) 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、当該許認可等を受けていない者
 - (4) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがある者
 - (5) その他町長が適当でないとする者
- （補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 収益性が見込まれる事業
 - (2) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
 - (3) 資金調達に確実性が見込まれる事業
 - (4) 地域活性化への波及効果が見込まれる事業
- （補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、創業等に必要であると認められる経費のうち別表に掲げる額とする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除き、千円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、創業等の日から1年を経過しない日までに、和木町創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 創業等計画書
- (2) 創業等予定地の位置図

- (3) 第3条第1項第3号に定める証明書の写し（既に証明書の交付を受けている場合に限る。）
 - (4) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
 - (5) 開業届の写し（個人事業主で既に届出を済ませている場合に限る。）
 - (6) 営業許可証の写し又は許可申請書の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を受けている場合に限る。）
 - (7) 補助対象経費を確認できる書類（カタログ、見積書、契約書等の写し）
 - (8) 個人情報提供に関する調査同意書
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、和木町創業支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、概算払を受けようとする場合は、補助金交付決定額のうち別表に示す概算払上限額を限度に、和木町創業支援事業補助金概算払請求書（様式第3号）により概算払を請求することができる。

（計画の変更等）

第9条 補助事業者は、交付申請時における事業計画を変更又は中止しようとする場合は、速やかに和木町創業支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、和木町創業支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は補助事業の年度の3月31日のいずれか早い日までに和木町創業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 創業等に係る収支報告書
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 補助事業の実施状況を確認できる写真
- (4) 和木町商工会加入承認書の写し

- (5) 第3条第1項第3号に定める証明書の写し（交付申請時に証明書の交付を受けていない場合に限る。）
- (6) 登記事項証明書の写し（法人で交付申請時に登記を済ませていない場合に限る。）
- (7) 開業届の写し（個人事業主で交付申請時に届出を済ませていない場合に限る。）
- (8) 営業許可証の写し又は許可申請書の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を受けていない場合に限る。）
- (9) その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、適当と認めた場合は補助金の額を確定し、和木町創業支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに和木町創業支援事業補助金精算請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業者は別表に規定する事業の用に供する土地又は事業所の賃貸借契約にかかる経費において、賃借料を複数回に分割して支払う場合においては、補助金事業者は、賃料の支払いが完了するごとに和木町創業支援事業補助金賃借料請求書（様式第9号）に補助に係る賃借料を支払ったことを証する書類を添付して町長に提出することができる。

（補助金の取消し）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を承認なく変更等したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この告示又は法令等の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 申請者は、町長が前条の規定による補助金の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和木町創業支援事業補助金交付要綱第5条の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、施行日前にこの告示による改正前の和木町創業支援事業補助金交付要綱第7条の規定による交付決定をした場合については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費	補助金の額	概算払の上限額
事業所の新築及び改修に要する経費、広告宣伝費、設備又は備品購入費	左記経費の1/2以内 上限50万円	補助金の額の10分の8に相当する額
開業支援金	一律 5万円	補助金の額
事業の用に供する土地又は事業所の賃貸借契約にかかる経費	左記賃貸借契約にかかる経費の1/2以内 月額上限 5万円 申請月から1年間の補助を行う	